

伊米ケ崎放課後児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 魚沼市(以下「市」という。)が設置する伊米ケ崎放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)が行う放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用している児童に安全で快適な生活の場を提供し、遊びを主とする活動を通じて当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊米ケ崎放課後児童クラブ
- (2) 所在地 魚沼市虫野38番地

(事業の運営の方針)

第3条 児童クラブの事業の実施に当たっては、利用児童の人権に十分配慮するとともに利用する児童の人格を尊重して、運営を行うものとする。

2 児童クラブの職員は、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、地域の小学校、保育園、幼稚園、子育て支援センターその他の児童福祉事業を提供する者との密接な連携の上でサービスの提供に努めるものとする。

(利用定員)

第4条 児童クラブの定員は20人とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合は、定員を超えて利用をさせることができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 2人

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

- (2) 補助員 0人

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(利用児童)

第6条 児童クラブを利用できる児童は、小学校に就学しているものであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 児童クラブの通常の事業の実施地域は、伊米ヶ崎小学校区とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第8条 児童クラブを利用する者は、別表に定める負担金を市に納入しなければならない。

- 2 児童クラブを利用する者は、傷害保険料として年額 1,000 円を市（事業者）に支払わなければならない。
- 3 児童クラブは、前2項で定めるもののほか、児童クラブを利用する者の同意を得て、児童クラブの運営や活動で必要となる経費を実費徴収することが出来る。

(開所時間)

第9条 開所時間は以下のとおりとする。ただし、必要と認められる場合は、活動時間を伸縮することがある。

- | | | |
|-----------------|---------|------------|
| (1) 平日（月曜日～金曜日） | 正午 | ～午後6時30分まで |
| (2) 土曜日 | 午前7時45分 | ～午後6時30分まで |
| (3) 学校休業日 | 午前7時45分 | ～午後6時30分まで |

(休日)

第10条 児童クラブの休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（年度に応じ別に定める）
- (4) その他、市が特別の事情があると認めた場合

(活動内容)

第11条 放課後児童支援員及び補助員は、次の活動を行う。

- (1) 子どもの健康管理、安全の確保、情緒の安定を図る。
- (2) 遊びを通して自主性、社会性、創造性を培う。

- (3) 子どもの学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- (4) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- (5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図る。
- (7) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

(苦情への対応)

第12条 放課後児童クラブの支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 事業所内における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第13条 児童クラブは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により児童クラブへ届け出ること。
- 4 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、児童クラブは利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時等の対応方法及び非常災害対策)

第14条 児童クラブでは、事故や災害、犯罪等の発生に備えて、危機管理マニュアルの作成、避難訓練の実施などの安全対策を講ずる。

(虐待の防止のための措置)

第15条 児童クラブは、利用児童の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員の研修の受講
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

- 2 児童クラブは、サービス提供中に、当該児童クラブの職員又は保護者（利用者の家族等児童を現に監護する者）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第8条関係）

入広瀬放課後児童クラブ料金表

区分	負担金額（月額）	備考
生活保護世帯	0円	月の利用日数が11日に満たない場合は、下記2に準ずる。
住民税非課税世帯	2,000円	
ひとり親世帯	3,500円	
その他世帯	7,000円	

- 1 同一世帯から同時に2人以上の児童を利用させているときの負担金は、2人目は上記の表の2分の1の額、3人目以降は上表の10分の1の額とする。
- 2 月の中で入所し、又は退所し、月の利用が11日に満たない場合の負担金は、400円×利用日数とする。ただし、上表に定めるその児童の属する世帯区分の負担金額を限度とする。
- 3 4月分から8月分までの負担金の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの負担金の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額を用いる。

